



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

- *15 和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則 2
*16 和歌山県学校運営協議会規則 2

○ 告示

- 586 和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料(管財課) 4
587 防災統合アプリ構築、ホスティング及び運用保守業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (防災企画課) 4
588 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 7
589 " (") 7
590 生活保護法による指定施術機関の廃止 (") 8
591 生活保護法による指定施術機関の辞退 (") 8
592 生活保護法による医療機関の指定 (") 8
593 " (") 8
594 生活保護法による施術機関の指定 (") 9
595 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効 (薬務課) 9
596 吉原土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) 10
597 印南土地改良区の定款変更の認可 (") 10
598 平成29年度狩猟免許試験の実施 (果樹園芸課) 10
599 平成29年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施 (") 12
600 保安林の指定 (森林整備課) 13
601 " (") 14
602 保安林の指定施業要件変更予定 (") 14
603 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (") 15
604 公有水面の埋立ての免許 (港湾空港振興課) 15
605 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課) 17
606 " (教育委員会) 17

○ 教育委員会告示

- 6 平成15年和歌山県教育委員会告示第2号(和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則による出資法人等)の一部改正 18

○ 選挙管理委員会告示

- 25 政治団体の届出事項の異動の届出 18
26 資金管理団体の届出事項の異動の届出 19
27 政治団体の解散の届出 20
28 政治団体の設立の届出 20
29 資金管理団体の届出 20
30 平成28年和歌山県選挙管理委員会告示第38号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正 21
31 政治活動のため寄附を受け、又は支出することができない団体 22

32 和歌山県議会議員有田市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の被登録資格の基準日等 22

○ 公告

入札公告 (防災企画課) 23
 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課) 26
 " (") 26
 " (") 26

○ 正誤

平成28年5月2日付け和歌山県報第2756号目次中 26
 平成29年4月7日付け和歌山県報第2850号和歌山県告示第496号中 27

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第15号

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則（平成13年和歌山県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第13条中「公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団」を「公益社団法人和歌山県体育協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第16号

和歌山県学校運営協議会規則を次のように定める。

平成29年4月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県学校運営協議会規則

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項の規定に基づき、和歌山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。ただし、同項ただし書に規定する文部科学省令で定める場合にあっては、2以上の学校ごとに1の協議会を置くことができるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ、対象学校（法第47条の6第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の校長の意見を聴くものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第4条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

(1) 辞任を申し出たとき。

- (2) 職務の遂行に支障があると認められるとき。
 - (3) 職務を怠ったとき。
 - (4) 委員たるにふさわしくない非行があったと認められるとき。
 - (5) 第7条前段の規定に違反したと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。
- 2 対象学校の校長は、当該対象学校に係る協議会の委員について前項各号（第1号を除く。）のいずれかに該当すると思料するときは、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない。
 - 3 教育委員会は、第1項の規定により委員を解任する場合には、当該委員に対してその理由を示さなければならない。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（秘密保持義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議の公開）

第8条 協議会の会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、議事を妨げる行為をしてはならない。

（基本的な方針に定める事項）

第9条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の経営計画に関する事項
 - (2) 対象学校の校長が、当該対象学校の所在する地域の住民、当該対象学校に在籍する生徒又は児童の保護者その他の関係者に対して、当該対象学校の運営に関する必要な協力を求める事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が対象学校の運営に関して必要と認める事項
- （対象学校の運営に関する事項についての意見）

第10条 協議会は、法第47条の6第6項の規定により意見を述べようとするときは、当該意見を記載した書面を提出するものとする。

- 2 協議会は、教育委員会に対して前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴いた上で、当該対象学校の校長を経由して行うものとする。

（対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項）

第11条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項であって、当該対象学校の教育上の課題の解決を図るための一般的なもの
 - (2) 対象学校の校長が意見を求める事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が意見を求める事項
- （対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項についての意見）

第12条 第10条の規定は、法第47条の6第7項の規定により意見を述べようとするときについて準用する。

（指導及び助言）

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況に関する的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、当該対象学校の協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供に努めるものとする。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、和歌山県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第586号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第33項の表備考1の規定に基づき、東京都所在行政財産の土地使用料を次のように定め、平成29年5月1日から施行する。

平成27年和歌山県告示第438号（和歌山県使用料及び手数料条例の規定による東京都所在行政財産の土地使用料）は、平成29年5月1日をもって廃止する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

東京都所在行政財産の土地使用料

使 用 目 的		単 位	使 用 料		
			特別区	市	町村
電柱（電話柱を含む。）、支柱、支線		1本1年につき	11,928円	2,400円	48円
水道管、ガス管その他の地下埋設物	外径が0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき	2,124円	420円	12円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき	5,328円	1,068円	24円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき	10,656円	2,148円	48円

備考

- 1 使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。
- 2 長さが1メートルに満たないとき、又は長さに1メートルに満たない端数があるときは、1メートルとして計算する。

和歌山県告示第587号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、防災統合アプリ構築、ホスティング及び運用保守業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

防災統合アプリ構築、ホスティング及び運用保守業務

(2) 契約期間

契約締結日から平成34年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 過去5か年の間に地方公共団体又は国（公団等を含む。）とスマートデバイス向けアプリ開発の契約を締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

(3) 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている担当技術者が所属する者であること。

コンソーシアムにあつては、上記の技術者が構成員のいずれかに属する者であること。

ア アプリケーションエンジニア

イ システムアナリスト

ウ システム監査技術者

エ テクニカルエンジニア（ネットワーク、データベース、システム管理又は情報セキュリティ）

オ システムアーキテクト

カ ITストラテジスト

キ ネットワークスペシャリスト

ク データベーススペシャリスト

ケ ITサービスマネージャ

コ 情報セキュリティスペシャリスト

(4) 次に掲げる資格をいずれも取得又は保有している者であること。

コンソーシアムにあつては、代表者がこの要件を満たす者であること。

ア 国際規格ISO9001（品質マネジメントシステム（QMS））

イ 国際規格ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））

ウ プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協議会）

(5) 4に掲げる入札説明会に参加した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからシまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあつては、登記事項証明書

キ 個人にあつては、住民票

ク 印鑑証明書

- ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
- コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書
- サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- シ 誓約書
- ス 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- セ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類の写し
- ソ 2の（3）に掲げる担当技術者の該当する資格の認定を受けたことを証する書類の写し
- タ 2の（4）に掲げる資格を取得又は保有していることを証する書類の写し
- チ コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。
- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」、 「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア保守」又は「（大分類）1リース・レンタル（小分類）3事務機器リース・レンタル」のいずれかに登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからサまでの書類の提出に代えることができる。
- (4) (1) のアからオまで、シ及びスに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年4月28日（金）から同年5月12日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成29年5月19日（金）午後4時までに和歌山県総務部危機管理局防災企画課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館2階 防災研修室 205

(2) 日時

平成29年5月15日（月）午後1時30分

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成29年5月16日（火）から同月30日（火）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は平成29年5月30日（火）午後4時までに6に掲げる場所に必着しなければならない。

6 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県総務部危機管理局防災企画課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2284

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0114001@pref.wakayama.lg.jp

7 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成29年6月6日（火）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対して、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成29年6月20日（火）午後4時までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第588号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年月日
田訪新 4-26	株式会社Link	田辺市高雄一丁目11-10	訪問看護ステーション和	田辺市上の山二丁目15-45 ロータリービル201	平成 29. 2. 13

和歌山県告示第589号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
海南薬新 16-26	シンハマ調剤薬局	海南市日方1521-2	平成 29. 2. 28
田医新 69-27	長嶋雄一クリニック	田辺市下三栖岩屋谷1483-15	平成 29. 2. 28
岩医新 35-26	ナカイマ整形外科クリニック	岩出市金池389-1	平成 29. 2. 28
岩歯新 11-26	ふじはら矯正歯科・小児歯科医院	岩出市中黒534-8	平成 29. 2. 28

和歌山県告示第590号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年 月 日
御柔新 4-28	野田大輔	大鳳鍼灸接骨院（柔道整復） 御坊市湯川町富安1719-2	平成 29. 3. 5
御は新 4-28	野田大輔	大鳳鍼灸接骨院（はり・きゅう） 御坊市湯川町富安1719-2	平成 29. 3. 5

和歌山県告示第591号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	氏 名	住所又は名称及び所在地	辞 退 年 月 日
西は新 2-26	中井健	健接骨院（はり・きゅう） 西牟婁郡上富田町朝来1100-4	平成 29. 5. 31

和歌山県告示第592号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
田訪新 13-29	株式会社Link	田辺市高雄一丁目11-10	訪問看護ステーション和	田辺市高雄一丁目11-10	平成 29. 2. 13

和歌山県告示第593号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
海南医新 50-29	一般財団法人NSメディカル・ヘルスケアサー ビス海南診療所	海南市船尾260-100	平成 29.3.1
海南歯新 33-29	一般財団法人NSメディカル・ヘルスケアサー ビス海南診療所	海南市船尾260-100	平成 29.3.1
田医新 78-29	長嶋雄一クリニック	田辺市下三栖岩屋谷1483-15	平成 29.3.1
岩医新 41-29	ナカイマ整形外科クリニック	岩出市金池389-1	平成 29.3.1
岩歯新 17-29	ふじはら矯正歯科・小児歯科医院	岩出市中黒534-8	平成 29.3.1
東医新 33-29	こしみちクリニック	東牟婁郡串本町鬮野川1356-4	平成 29.4.1

和歌山県告示第594号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
御柔新 5-28	野田大輔	野田はり灸接骨院（柔道整復） 御坊市湯川町富安1669-11	平成 29.3.10
御は新 5-28	野田大輔	野田はり灸接骨院（はり・きゅう） 御坊市湯川町富安1669-11	平成 29.3.10
田柔新 5-28	大野敏輝	紀伊田辺はりきゅう整骨院（柔道整復） 田辺市稲成町2851-1	平成 29.3.24
田は新 10-28	大野敏輝	紀伊田辺はりきゅう整骨院（はり・きゅう） 田辺市稲成町2851-1	平成 29.3.24

和歌山県告示第595号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 失効する知事監視製品

次の写真に示すとおり、「JIN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2 失効理由

当該知事監視製品が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年

法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成29年4月28日

和歌山県告示第596号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により吉原土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成29年3月31日退任）

職名	氏名	住 所
理事	細平正人	有田郡有田川町大字吉原1218番地
理事	北野和男	有田郡有田川町大字吉原326番地
理事	中井伸	有田郡有田川町大字吉原883番地3
理事	高垣一成	有田郡有田川町大字吉原604番地
理事	新田修己	有田郡有田川町大字吉原1577番地
理事	寺杣茂雄	有田郡有田川町大字吉原1352番地
理事	坂上善彦	有田郡有田川町大字吉原1251番地2
理事	楠部健次	有田郡有田川町大字吉原634番地3
監事	中山博司	有田郡有田川町大字吉原753番地3
監事	白倉節夫	有田郡有田川町大字吉原225番地3

2 就任した役員（平成29年4月1日就任）

職名	氏名	住 所
理事	里義和	有田郡有田川町大字吉原650番地2
理事	鴻池一夫	有田郡有田川町大字吉原751番地
理事	宮前康彦	有田郡有田川町大字吉原1164番地
理事	佐々木信彦	有田郡有田川町大字吉原355番地
理事	大畑大樹	有田郡有田川町大字吉原1708番地
理事	細野米子	有田郡有田川町大字吉原1220番地
理事	河村道昭	有田郡有田川町大字吉原1151番地
理事	高垣秀行	有田郡有田川町大字吉原597番地2
監事	和田章	有田郡有田川町大字吉原1390番地2
監事	中井國博	有田郡有田川町大字吉原860番地

和歌山県告示第597号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、印南土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第598号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、平成29年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成29年4月28日

1 狩猟免許試験の日時及び場所

次のとおりとする。ただし、網猟免許に係る試験は、和歌山県民文化会館以外の会場では実施しない。

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月15日	土	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
7月15日	土	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月15日	土	正午	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
8月20日	日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
8月20日	日	正午	日高町中央公民館	日高郡日高町高家629

2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猟具の取扱い

(ア) 網猟免許に係るもの

- a 網の猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- b 網の猟具1種類についての架設を行う。

(イ) わな猟免許に係るもの

- a わなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。
- b わなの猟具1種類についての架設を行う。

(ウ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装填、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

(エ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

(3) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識について、択一式の筆記試験を行う。

3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、技能試験を行わない。

4 狩猟免許試験の免除

法第39条第3項の規定による網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識の試験を免除する。

5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

6 携帯品

- (1) 狩猟免許試験受験票
- (2) 筆記用具
- (3) 視力矯正器具

7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書1通に必要な事項を記入し、次の書類等を添付の上、住所を管轄する振興局農業水産振興課又は一般社団法人和歌山県猟友会各支部に申し込むこと。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許手数料

5,200円（和歌山県証紙）とする。ただし、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては、3,900円とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあっては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあっては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

8 免許申請書の提出期間及び時間

次に掲げる期間とする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、提出時間は、午前9時から午後5時までとする。

(1) 7月15日（土）に実施する試験については、6月5日（月）から同月23日（金）まで

(2) 8月20日（日）に実施する試験については、7月10日（月）から同月28日（金）まで

9 その他

狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。

和歌山県告示第599号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、平成29年度狩猟免許更新に係る適性試験（以下「適性検査」という。）及び講習を次のとおり実施する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 適性検査及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月13日	木	午後1時30分	伊都総合庁舎	橋本市市脇四丁目5-8
7月19日	水	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月20日	木	午後1時30分	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
7月21日	金	午後1時30分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月25日	火	午後1時30分	日高町中央公民館	日高郡日高町高家629
7月26日	水	午後1時30分	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2
7月27日	木	午後1時30分	有田総合庁舎	有田郡湯浅町湯浅2355-1
7月28日	金	午後1時30分	那賀総合庁舎	岩出市高塚209
8月6日	日	午後1時30分	有田総合庁舎	有田郡湯浅町湯浅2355-1

2 適性検査

検査は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習内容

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 45分
- (2) 鳥獣の判別 45分
- (3) 猟具の取扱い 45分
- (4) 鳥獣の保護及び管理 45分

4 適性検査及び講習対象者

- (1) 県内に住所を有し、平成29年9月14日までの有効期間を有する狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許と同種類の狩猟免許の更新を受けようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に掲げる者を除く。
- (2) (1) の該当者のうち、有効期間が満了していない異なる種類の狩猟免許を受けている者については、当該狩猟免許についても更新することができる。

5 携帯品

- (1) 狩猟免許適性検査及び講習受講票
- (2) 筆記用具
- (3) 講習テキスト
- (4) 視力矯正器具

6 適性検査及び講習の申込み

適性検査及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要な事項を記入し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性検査及び講習の開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業水産振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（和歌山県証紙）とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあつては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあつては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

7 その他

適性検査及び講習の開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

和歌山県告示第600号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 日高郡みなべ町島之瀬字下垣内849・850（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第601号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町里谷字佐木谷268から276まで、市鹿野字赤根横手2202の1（次の図に示す部分に限る。）、2202の2

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第602号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第603号

平成29年和歌山県告示第394号（以下「告示第394号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
宇江源右エ門
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第394号のとおり

和歌山県告示第604号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 埋立免許出願人
 - (1) 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2520番地
 - (2) 名称 堅田漁業協同組合
 - (3) 代表者住所 和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2500番地の168
 - (4) 代表者氏名 代表理事組合長 堅田隆弘
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字畑崎2338番15及び2338番19に接する町道の地先公有水面、同町堅田字畑崎2289番2及び2271番4の地先公有水面並びに同町堅田字畑崎2270番、2269番及び2269番1に接する町道の地先公有水面
 - (2) 区域
四等三角点「高山」（北緯33度41分15秒21、東経135度22分39秒43）を基点とし、次の各地点のうち1の地点から17の地点までを順次に結んだ線及び17の地点と1の地点を結んだ線により囲まれた区域、18の地点から22の地点までを順次に結んだ線及び22の地点と18の地点を結んだ線により囲まれた区域、23の地点から28の地点までを順次に結んだ線及び28の地点と23の地点を結んだ線により囲まれた区域
 - 1の地点 基点から254度30分37秒 566.82mの地点
 - 2の地点 1の地点から132度00分38秒 120.09mの地点
 - 3の地点 2の地点から222度57分45秒 33.14mの地点
 - 4の地点 3の地点から263度37分40秒 6.77mの地点
 - 5の地点 4の地点から310度13分39秒 1.96mの地点
 - 6の地点 5の地点から236度10分40秒 10.84mの地点
 - 7の地点 6の地点から201度15分44秒 24.33mの地点
 - 8の地点 7の地点から243度35分42秒 51.81mの地点
 - 9の地点 8の地点から260度00分47秒 22.00mの地点
 - 10の地点 9の地点から295度32分45秒 9.41mの地点

11の地点	10の地点から287度15分54秒	8.18mの地点
12の地点	11の地点から293度03分05秒	51.01mの地点
13の地点	12の地点から285度23分28秒	13.15mの地点
14の地点	13の地点から42度00分38秒	100.89mの地点
15の地点	14の地点から113度34分33秒	31.62mの地点
16の地点	15の地点から42度00分38秒	23.00mの地点
17の地点	16の地点から325度08分42秒	30.81mの地点
18の地点	2の地点から215度23分27秒	20.13mの地点
19の地点	18の地点から132度00分39秒	26.38mの地点
20の地点	19の地点から231度39分09秒	18.77mの地点
21の地点	20の地点から327度07分22秒	5.85mの地点
22の地点	21の地点から338度59分57秒	19.88mの地点
23の地点	19の地点から132度00分36秒	2.86mの地点
24の地点	23の地点から132度00分40秒	58.77mの地点
25の地点	24の地点から277度02分45秒	52.16mの地点
26の地点	25の地点から332度33分13秒	8.20mの地点
27の地点	26の地点から350度32分41秒	11.26mの地点
28の地点	27の地点から327度07分22秒	2.64mの地点

(3) 面積

15,928.36㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県西牟婁郡白浜町堅田字畑崎2338番15及び2338番19に接する町道並びに同町道地先公有水面、同町堅田字畑崎2289番3、2288番、2287番2、2281番1、2281番3、2282番2及び2271番5の地内、同町堅田字畑崎2289番2及び2271番4の地内並びに同番地先公有水面並びに同町堅田字畑崎2270番、2269番、2269番1及び2268番2に接する町道並びに同町道地先公有水面

(2) 区域

四等三角点「高山」(北緯33度41分15秒21、東経135度22分39秒43)を基点とし、次の各地点を順次に結んだ線及びりの地点とイの地点を結んだ線により囲まれた区域

イの地点	基点から261度52分22秒	555.50mの地点
ロの地点	イの地点から132度00分46秒	286.05mの地点
ハの地点	ロの地点から222度00分39秒	60.20mの地点
ニの地点	ハの地点から277度34分42秒	98.70mの地点
ホの地点	ニの地点から246度19分53秒	47.84mの地点
への地点	ホの地点から280度10分51秒	74.82mの地点
トの地点	への地点から293度55分59秒	66.32mの地点
チの地点	トの地点から261度44分19秒	23.47mの地点
りの地点	チの地点から9度23分32秒	80.37mの地点

(3) 面積

46,748.41㎡

4 埋立地の用途

漁港関連施設用地

5 公有水面埋立免許年月日

平成29年4月17日

和歌山県告示第605号

平成29年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷業務の請負契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
平成29年度和歌山県広報紙「県民の友」印刷 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年3月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社第一製版印刷
和歌山市西浜1660番地421
- 5 落札金額
37,195,200円（うち消費税及び地方消費税の額2,755,200円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年2月17日

和歌山県告示第606号

平成29年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称
和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立和歌山北高等学校
和歌山市市小路388番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年3月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
和歌山バス株式会社
和歌山市和歌浦西一丁目8番1号
- 5 落札金額
37,832,054円（うち消費税及び地方消費税の額2,802,374円）

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年2月3日

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第6号

平成15年和歌山県教育委員会告示第2号（和歌山県個人情報保護条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則による出資法人等）の一部を次のように改正する。

平成29年4月28日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

本文中「財団法人和歌山県スポーツ振興財団」を「公益社団法人和歌山県体育協会」に、「財団法人和歌山県文化財センター」を「公益財団法人和歌山県文化財センター」に改める。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年4月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党北山支部	久保隆俊	主たる事務所の所在地	東牟婁郡北山村大沼87	東牟婁郡北山村大沼129-1	平成 29. 2. 27
		会計責任者	山口賢二	奥田たか子	

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
頑張れげんちゃん の会	玄素彰人	主たる事務所の 所在地	日高郡印南町印南854-5	日高郡印南町印南1651-1	平成 29. 1. 25
世耕弘成後援会日 高町支部	松本秀司	代表者	松本秀司	中前岑生	平成 29. 2. 18
仁坂吉伸有田市後 援会	宮井清明	主たる事務所の 所在地	有田市糸我町中番171	有田市千田327	平成 29. 3. 6
		代表者	宮井清明	上野山英樹	
宮井あきら後援会	宮井章	主たる事務所の 所在地	田辺市中辺路町栗栖川14 2-24	田辺市中辺路町栗栖川29 1-163	平成 29. 3. 7
日本司法書士政治 連盟和歌山会	榊谷知樹	代表者	榊谷知樹	伊澤徹	平成 29. 2. 24
山田好雄後援会	富村健次	会計責任者	脇本和人	西田和生	平成 28. 8. 6

和歌山県土地家屋調査士政治連盟	稲垣崇	代表者	稲垣崇	杉本哲也	平成 29. 3. 10
政治結社皇道振武館	平川政明	主たる事務所の所在地	和歌山市磯の浦470-4	和歌山市木ノ本684	平成 28. 4. 1
紀の国政治経済同友会	大江康弘	主たる事務所の所在地	和歌山市砂山南4-1-34 オリエンツ砂山2F I 号	和歌山市鷹匠町1-40 廣 井ビル1F	平成 29. 1. 1
		会計責任者	楠本徹男	吉川保雄	
柏木いくお後援会	吉田擴	主たる事務所の所在地	御坊市菌207	御坊市菌201	平成 28. 9. 1
にさか吉伸御坊市後援会	吉田擴	主たる事務所の所在地	御坊市菌207	御坊市菌201	平成 28. 9. 1
柏友会	井上和雄	主たる事務所の所在地	御坊市菌207	御坊市菌201	平成 28. 9. 1
世耕弘成紀美野町後援会	美野勝男	主たる事務所の所在地	海草郡紀美野町毛原下55 6	海草郡紀美野町小畑818- 8	平成 28. 6. 28
		代表者	美野勝男	仲尾元雄	
にさか吉伸印南町後援会	日裏勝己	会計責任者	古谷正信	野村正明	平成 29. 1. 10
仲谷たえこ後援会	山本龍彦	代表者	山本龍彦	木下輝美	平成 28. 12. 15
市民の希望の会	上田栄子	政治団体の名称	市民の希望の会	新宮をなんとかせな市民 の会	平成 29. 3. 25
		代表者	上田栄子	福田行男	
いちはし宗行後援会	小倉孝章	代表者	小倉孝章	高地祥隆	平成 29. 4. 3
		会計責任者	横矢直	小芝鉄也	
くるめ啓史後援会	三村康雄	会計責任者	仲とも子	岡本進	平成 29. 4. 1

その他の政治団体の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
幸福実現党和歌山県本部	西本篤	代表者	西本篤	中村恭代	平成 29. 3. 30
		会計責任者	梅本芳郎	西本篤	
全国産業廃棄物連合会政治連盟和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟	武田全弘	会計責任者	山本彰徳	井本滋之	平成 29. 4. 1

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年4月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
大江康弘	紀の国政治経済同友会	主たる事務所の所在地	和歌山市砂山南4-1-34 オリエント砂山2FI号	和歌山市鷹匠町1-40 廣井ビル1F	平成29.1.1
玄素彰人	頑張れげんちゃんの家	主たる事務所の所在地	日高郡印南町印南854-5	日高郡印南町印南1651-1	平成29.1.25

和歌山県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年4月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
松岡大輔後援会	松岡大輔	平成28.12.31
岡田つとむ後援会	岡田肇	平成29.3.30
池口公二後援会	隠岐和彦	平成29.3.31
和歌山市を建て直す会	西平都紀子	平成29.4.7

和歌山県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年4月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
桜友会	秋月史成	秋月桂代子	西牟婁郡上富田町朝来1308-8	平成29.4.3

和歌山県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年4月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

資金管理団体の届出をした者 (代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
秋月史成	和歌山県議会議員	桜友会	西牟婁郡上富田町朝来130 8-8	平成 29. 4. 1

和歌山県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成28年和歌山県選挙管理委員会告示第38号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成29年4月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政治団体の収支報告書（平成28年分）の要旨の表自由民主党和歌山県ふるさと振興支部の項中

「 1 収入総額	6,399,956	」を
「 1 収入総額	6,579,956	」に、
「 本年収入額	2,540,950	
2 支出総額	6,399,956	」を
「 本年収入額	2,720,950	
2 支出総額	6,579,956	」に、
「 寄附	680,000	
個人分	420,000	を
団体分	260,000	」
「 寄附	860,000	
個人分	490,000	に、
団体分	370,000	」
「 政治活動費	5,538,315	
組織活動費	800,381	」を
「 政治活動費	5,738,315	
組織活動費	980,381	」に、
「 堀田 厚夫	40,000	和歌山市
的場 祥悟	20,000	和歌山市」
		を
「 堀田 厚夫	60,000	和歌山市
的場 祥悟	30,000	和歌山市」
		に、
「 若杉 昌孝	20,000	和歌山市」
		を
「 若杉 昌孝	30,000	和歌山市」
		に、
「 小山 博史	60,000	東京都港区」
		を
「 小山 博史	60,000	埼玉県志木市」
		に、
「 小森 正剛	20,000	串本町
竹本 雅友	40,000	すさみ町」
		を

「 小森 正剛 竹本 雅友	30,000 60,000	串本町 すさみ町」	に、
「 北大阪振興（株） （株）南洋開発	20,000 200,000	大阪府大阪市北区 由良町」	を
「 北大阪振興（株） （株）南洋開発	30,000 300,000	大阪府大阪市北区 由良町」	に

訂正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第31号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成29年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき公表する。

平成29年4月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名
維新の党和歌山県総支部	海南市藤白170-13	阪口直人	上村五美

その他の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名
かせだきごう後援会	和歌山市湊1823-6	加勢田武徳	加勢田佐恵子
木地しげのり後援会	橋本市高野口町名古曾951	木地茂典	高橋哲雄
教和会	和歌山市市小路144-10	岡田教子	岡田麻衣子
熊野村塾	新宮市新宮4501-4	田畑稔	田畑稔
御坊布武の会	御坊市湯川町小松原230-3	山本勝也	山本幸代
たまき一郎後援会	日高郡由良町門前1004	岡魏	岡正樹
にへい文隆後援会	海南市藤白170-13	二瓶文隆	下村博昭
輪友会	御坊市御坊111-5	田中太智	青松直仁

和歌山県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成29年5月14日執行予定の和歌山県議会議員有田市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する日を次のとおり告示する。

平成29年4月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

- 1 基準となる日 平成29年5月4日。ただし、年齢については平成29年5月14日
- 2 登録を行う日 平成29年5月4日
- 3 縦覧に供する日 平成29年5月5日

公 告

入 札 公 告

防災統合アプリ構築、ホスティング及び運用保守業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
平成29年度から平成34年度まで
 - (2) 業務の名称
防災統合アプリ構築、ホスティング及び運用保守業務
 - (3) 調達業務の内容
仕様書による。
 - (4) 業務期間
契約日から平成34年9月30日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
平成29年和歌山県告示第587号に規定する防災統合アプリ構築、ホスティング及び運用保守業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館3階
和歌山県総務部危機管理局防災企画課
 - (2) 期間
平成29年4月28日（金）から同年5月12日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで
- 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等
 - (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
3の（2）に同じ。
 - (3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成29年5月19日（金）午後4時までの間に和歌山県総務部危機管理局防災企画課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
 - (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館2階 防災研修室 205

(2) 日時

平成29年5月15日 (月) 午後1時30分

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の(1)に同じ。

イ 入札日時

平成29年6月8日 (木) 午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成29年6月7日 (水) 午後4時30分までに和歌山県総務部危機管理局防災企画課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局防災企画課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局防災企画課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部危機管理局防災企画課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2284

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0114001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務について調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Construction, hosting service, operation and maintenance of disaster prevention integrated application software

(2) Date and time for tender :

1:30 p.m. 8 June 2017 (Deadline for bids submitted by mail : 4:30 p.m. 7 June 2017)

(3) Contact point for the notice :

Disaster Prevention Division, Emergency Management Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2284

FAX 073-422-7652

e-mail e0114001@pref.wakayama.lg.jp

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画用途地域

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画道路（3・6・6市脇東家線、3・6・7古佐田原田線、3・6・9大森市脇線、3・5・20上兵庫中島線）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年4月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

高野口都市計画道路（3・5・3西之島伏原線、3・5・8伏原田原線、3・5・9名古屋線、7・7・1浦之段線）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

正 誤

正 誤

平成28年5月2日付け和歌山県報第2756号目次中

ページ	行目	誤	正
1	下から27	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	指定障害福祉サービス事業者の廃止
	下から26	指定障害福祉サービス事業者の廃止	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退

正 誤

平成29年4月7日付け和歌山県報第2850号和歌山県告示第496号中

ページ	誤	正
16	大字串本	串本